

## 交渉の議事要旨

### (開催日時)

平成23年6月16日(木) 16:00~16:53(53分)

### (開催場所)

室蘭開発建設部2階会議室

### (出席者)

当局側(室蘭開発建設部)

高橋 総一(室蘭開発建設部長)、坂田 尚樹(室蘭開発建設部次長)、  
本田 裕一(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合室蘭支部)

島 一雄(執行委員長)、小坂 英人(副執行委員長)、  
小山内 健(執行委員)、橋場 浩一(執行委員)

### (議題)

- 1 当部職員の健康管理について
- 2 当部における職場環境の改善について

### (交渉概要)

#### 【議題1:当部職員の健康管理について】

##### ○ 職員団体側から

- ・ 健康安全管理計画の策定に当たり、当局は職員の声を聞く手段として、メールボックスや意見箱を設置しているが、意見箱は本部庁舎にしか設置されておらず、利用しづらいと感じる職員もいる。我々としては、職員の代表が保健安全協議会等の場で発言することが効果的であると考えるが当局の認識は如何。
- ・ 一般、特別、臨時、いずれの健康診断にかかわらず、業務が多忙であることを理由に受診できないということがないよう、業務の進行管理を徹底してもらいたい。
- ・ 公務上等災害は普段の業務による心身の疲労が要因となっている場合も少なからずあると考えている。当部においては、平成16年に、えりも町における斜面崩壊により職員が亡くなるという痛ましい事故があった。今後、職員の犠牲がないよう、職場の安全管理について十分に徹底して取り組むよう求める。
- ・ メンタルヘルス対策については、これまでも管理職や職員を対象にした講習会やパンフレット配布など実施しているが、職員への周知で終わるのではなく、一步前進した対策が必要と考えているが、当局の認識は如何。また、メンタルヘルス疾患者の情報については、管理者の引き継ぎを十分に行うべきであり、課所長によって疾患者に対する対応に差がはってはならない。メンタルヘルス対策については、課所長に任せっきりにするのではなく、組織的に取り組まなければ抜本的な改善にはならないと考えるが如何。
- ・ レクリエーションについては、今年度から一般福利厚生事業の業務委託先である福利厚生俱楽部を各自が利用することになったが、福利厚生俱楽部については、大都市圏での利用を前提としたものが多く、当部管内で利用できるものが少ない状況にある。地域によって不公平が生じないよう改善を求める。
- ・ 自操運転にかかわらず、長距離の車両運行時には、休憩時間を適切に設けた行程で計画する必要があると考えており、車両運転者、同乗職員の健康安全確保の観点から、指導の徹底を求める。

○ 当局側から

- ・ 当局としては、意見箱及びメールボックスを利用することにより、より広く全職員から直接意見を聞くことができるものと考えているが、併せて、課内会議や職場内ミーティング等の場を通じて広く意見を聴き取ることとしている。
- ・ 健康診断の対象者が、業務の都合で健康診断を受診できないことのないよう、職場の管理者に対して、指導の徹底を図っていきたい。
- ・ 職場の管理者に対しては、日頃から職員の勤務状況についてメンタル面も含めて十分に注意を払い、健康管理に努めるよう、引き続き指導の徹底を図っていく考えであり、公務上等災害の根絶に向けて努力していきたい。
- ・ 各管理者には、職員の勤務状況及び健康状態の把握、カウンセリング制度の活用等に努めるよう引き続き指導し、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上を図るとともに、心の不調を原因とした疾病の防止に努めていきたい。また、心の不調を原因とした疾病は、その症状や職場、家庭の事情等によって同じケースはないことから、職員の職場復帰に当たっては、所属長及び各職場の健康管理主任者が、本人、家族、職場、医師などと連携を図りながら、職員の復帰予定時期の把握、復帰後の業務への配慮、復帰後のフォローアップなどについて対応するよう指導しているところであり、引き続き指導していく。
- ・ 福利厚生俱楽部については、現状で利用可能なものを活用していただきたい。
- ・ 車両の運行に当たっては、車両運転者の休憩時間を考慮した計画とするよう、引き続き指導を徹底したい。自操運転の実施に当たっては、運転命令者は自操運転をしようとする職員の健康状態、道路情報、気象情報等から安全な運転に支障がないと認められる場合に限り自操運転を命じているところであり、また、3時間を超えて運転する場合は可能な限り交代運転させることとしており、引き続き、職員の健康状態等を考慮した命令をするよう運転命令者を指導していきたい。

【議題2：当部における職場環境の改善について】

○ 職員団体側から

- ・ 夏季の室温管理について、地球温暖化防止対策や省エネルギー対策に係る取組については十分理解しており、一定の我慢はする考え方であるが、業務効率の低下、超過勤務の増加、職員の体調不良が生じるようでは問題である。室温管理に当たっては、職員の声を聞き、柔軟な対応を求める。

○ 当局側から

- ・ 平成23年5月30日に省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議で決定された「夏季の省エネルギー対策について」において、政府として冷房中の室温は28℃の徹底に取り組むこととされていることから、当部においても、夏季の軽装とともに夏季の省エネルギー対策に努めていくこととしている。

※文責は室蘭開発建設部当局（今後修正等があり得る。）